

教職員の懲戒処分等について

令和7年8月8日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 学校付（主幹教諭） （47歳）	懲戒免職	令和6年4月から9月までの間、県内において、被害女性が同意していない状況で、わいせつな行為を繰り返し行った。 これらの行為は、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長に対しては、「厳重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行
（内線）4922

（直通電話）082 - 513 - 4922

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp